原町商工会議所生命共済制度「独自の給付制度」内規

(目 的)

第1条 当商工会議所が、会員事業所(特別会員含む)及びその役員・従業員の福利厚生制度を 充実させることを目的として実施する「生命共済制度」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 当商工会議所が運営する「生命共済制度」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見 舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済制度」に加入す る事業主・役員及びその従業員全員(以下、「対象者」という。)とする。

(保険期間)

第3条 保険期間は、毎年6月1日~翌年5月31日とする。

(運営費)

第4条 本給付制度に係る運営費は、「生命共済制度」の掛金に含まれる制度運営事務費の一部を 充当する。

(給付内容)

第5条 本給付制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱 退)

- **第6条** 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済制度」から脱退するものとする。「生命共済制度」から脱退した対象者は、自動的に本給付制度から脱退するものとする。
 - (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
 - (2) 会員事業所が「生命共済制度」から脱退する旨の意思表示をしたとき
 - (3) 会員事業所が「生命共済制度」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
 - (4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第7条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお、支払事由発生日より3年以内に限り、請求できるものとする。

(規約の変更・改廃)

第8条 変更および改廃については、正副会頭会議にて行う。

附則

1 この内規は、令和4年2月25日より施行する。

別表 1

<給付する場合>

●病気入院見舞金(年1回限度)

対象者が5日以上の継続入院をしたとき、1人年1回を限度として1口あたり5日以上で一律2万円、20日以上で一律3万円を給付する。なお、定期保険(団体型)からの給付があった場合は支給しない。

●事故通院見舞金(年1回限度)

対象者が同一のケガで5日以上の実通院をしたとき、1人年1回を限度として、1口あたり5日以上で一律2万円を給付する。なお、定期保険(団体型)からの給付があった場合は支給しない。

●出産祝金

対象者または対象者の配偶者が出産したとき、1口あたり1万円を給付する。なお、事由発生 日が加入後6ヵ月以上の場合に限る。

●結婚祝金

対象者が結婚したとき、1口あたり1万円を給付する。なお、事由発生日が加入後6ヵ月以上の場合に限る。

<給付しない場合>

- ●生命共済制度主契約の「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、同様に取扱い給付しない。
- ●見舞金・祝金の支払事由発生日より3年を経過した後の請求は、給付しない。

別表 2

見舞金等区分	必要書類
病気入院見舞金	・病名、入院日が記入された書類
	(入院証明書または医療機関発行の領収書のコピーで加入者本人の氏名が明記されているもの)
事故通院見舞金	・病名、事故通院日が記入された書類
	(通院証明書または医療機関発行の領収書のコピーで加入者本人の氏名が明記されているもの)
出産祝金	・母子手帳または子の健康保険証の写し他
結婚祝金	・戸籍謄本または婚姻届受理証明書の写し他

- ・見舞金等の請求手続きに際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。
- ・見舞金等の請求手続きに際し、必要に応じて上記以外の書類提出を求めることがあります。